

## 電力広域的運営推進機関 評議員会（2020年度第4回）議事録

1. 開催日時：2021年2月4日（木）15：00～17：10
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事
  - (1) 議決事項
    - 第1号議案 定款の変更について
    - 第2号議案 業務規程の変更について
    - 第3号議案 送配電等業務指針の変更について
    - 第4号議案 2021年度事業計画について
    - 第5号議案 2021年度予算について
    - 第6号議案 役員交代の方針について
  - (2) 議決事項  
会費の滞納を行った会員の名称の公表及び電気供給事業者に対する勧告等  
今冬の需給ひっ迫への対応の概要について（2021年2月4日時点）
4. 出席者
  - (1) 評議員（14名中11名出席）  
野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、大石評議員、倉貫評議員、  
高村評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山地評議員、横山評議員
  - (2) 電力広域的運営推進機関  
金本理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事、山田総務部長
5. 議事の経過及び結果

### ●都築理事

只今から、2020年度第4回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでした、お申し出ください。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日、全体としては14名中11名が出席しており、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前に送らせていただいております、本日の議案、資料につきましては、議事次第に記載のとおりです。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、ご発言されますようお願いいたします。

では、以降の議事は野間口議長をお願いいたします。

○野間口議長

議案に先立ちまして、定款 52 条に定める議事録署名人を指名いたします。高村評議員と竹川評議員にお願いいたしたいと思いますが如何でしょうか。

○高村評議員・竹川評議員

はい。

○野間口議長

それでは、早速議案に入ります。まず、第 1 号議案「定款の変更について」、第 2 号議案「業務規程の変更について」、第 3 号議案「送配電等業務指針の変更について」でございますが、これらは、密接にお互いに関連しますので、第 1 号から第 3 号までの議案を一括して事務局より説明をしていただき、それ以後審議を行って、採決に入りたいと思います。それでは、第 1 号議案から第 3 号議案までの説明を事務局からお願いします。

●山田総務部長

第 1 号議案から第 3 号議案をまとめてご説明いたします。第 1 号議案と第 2 号議案は、評議員会での審議後、理事会での議決及び総会での議決を経まして、経済産業大臣へ認可申請を行います。また第 3 号議案は、評議員会での審議後、理事会での議決、総会への報告を経て、経済産業大臣へ認可申請を行います。

まず、第 1 号議案でございますが、共有されておりますでしょうか。よろしいでしょうか。定款の変更についてということでございまして、変更の概要は下記のとおりです。「1. 新業務への対応に関する規定の変更」、「2. 広域系統整備に関する規定の変更」、「3. 災害復旧費用の相互扶助に関する規定の変更」でございまして、これ以降、新旧対照表がついておりますが、中身につきましては別紙にて後ほどご説明を申し上げます。

続きまして、第 2 号議案でございます。これは、業務規程の変更でございまして、変更の概要は以下のとおりです。項目の 1、2 そして 4 につきましては、先ほどの定款と同じ項目になってございまして、3 番といたしまして、系統アクセスに関する規定の変更ということでございます。これにつきましても、以降、新旧対照表がついております。

続きまして、第 3 号議案でございます。これは、送配電等業務指針の変更でございまして、1、2、3 と項目がございしますが、先ほどご説明をいたしました定款及び業務規程の項目と同じ中身となっております。これにつきましても、以降、新旧対照表ということでございます。

では、内容につきまして、別紙1を用いてましてご説明をさせていただきます。右肩1ページでございます。主な変更のポイントは、先ほどご説明をいたしました1番から4番の中身でございますが、これ以外にも技術的な変更、いわゆる比較的軽微な変更につきましても反映をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

2ページでございます。まず1番といたしまして、新業務への対応に関する規定の変更でございます。3ページ、背景をまずご説明をいたしますが、広域機関は設立段階におきましては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされておまして、役員の定数に関しましては、理事長1人、理事4人以内、監事2人以内ということで規定がされております。その下でございますが、設立段階からの業務に加えまして、2020年6月に成立いたしました、いわゆるエネルギー供給強靱化法の整備に伴いまして、2020年7月からは、災害時連携計画の業務、2021年4月からは広域系統整備に関する業務、災害等復旧費用の相互扶助業務が当機関の業務として追加されまして、さらに2022年度には以下の業務、FIT、FIP、太陽光パネルの廃棄費用の積立と、こういった業務が加わる予定でございます。その下、2022年度からの新たに加わる業務に対応するため、新たに加わる業務のための準備を行うことが必要であります。また、役員の増員が必要と考えております。なお、役員の増員につきましては、国の審議会、広域機関検証ワーキングでございますが、これにおきましても、資金管理業務等に従事する役職員を増員するようといった、資金管理体制の強化も進める必要があると、そういった旨が報告されておまして、詳細は4ページのとおりでございます。5ページでは規定の変更内容でございますが、一つ目、新たに加わる業務のための準備を行う旨、定款と業務規程に反映するという話の一つ、二つ目といたしまして、理事の定数を4人以内から5人以内に変更する旨規定するというところでございます。

6ページ、二つ目でございます。広域系統整備に関する規定の変更ということでございまして、2-1につきましては、広域系統整備計画の策定及び届出、2-2といたしまして、広域系統整備交付金交付に関する変更ということでございます。2-1は、計画を作って出すという話、2-2はお金の話でございます。7ページ、背景でございますが、再生可能エネルギー電源の大量導入等の環境変化に対応するとともに、国民負担の抑制及び大規模災害時における電力供給の信頼度維持・向上の観点に基づく電力の基幹系統を形成することが求められております。その下、このような中で、電力の基幹系統を効果的に整備するためには、我が国全体の基幹系統のあり方をより専門的かつ中立的に検討した上で、必要な基幹系統の整備を計画的に進めていくことが必要でございます。また、卸電力取引所では地域間連系線の容量制約に起因した収益、いわゆる値差収益と言っておりますが、これが発生しておまして、この収益につきましては、国民の負担軽減のため、地域間連系線等の増強に活用することが必要というように考えております。8ページ、これらに対応するため、以下のとおり整理するというところでござい

すが、まず広域機関が費用便益評価に基づき、費用便益評価というのは、社会全体として作った方が良いのか、それともやめた方が良いのか、こういった評価に基づきまして、地域間連系線等の増強の具体的計画、広域系統整備計画を策定して届け出るというものが一つ、もう一つは広域機関が先ほど申しあげました卸電力取引所から値差収益の納付を受けまして、広域系統整備交付金を交付するという中身でございます。これもいずれもエネルギー供給強靱化法によって定められた業務でございます。このような結果、社会全体にもたらされるメリットといたしましては、一番最後の二行でございますが、地域間連系線の増強は、卸電力価格の低下、すなわち電気料金の低減につながるという話ですとか、また、値差収益を増強費用に充てることで、国民負担の軽減が図れるというように考えております。9 ページ、ルールへの反映でございますが、まず一つ目でございます。既存の広域系統整備委員会、という委員会がございますが、これを再編いたしまして、設備形成に係る委員会とする旨規定するもの。2 番につきましては、マスタープラン等を踏まえまして、広域系統整備計画を策定する旨規定するもの、そして3 番ではそれを大臣に届け出る旨規定するという話。10 ページは、お金の話でございますが、特に二番でございますが、広域機関が値差収益の納付を受けまして、広域系統整備交付金として事業者に交付する旨規定するものでございます。

11 ページ、3 番は系統アクセスに関する規定の変更でございます。12 ページの背景でございます。既存発電設備のリプレース、リプレースというのは建替でございますが、系統連系に関しましては、新規発電設備等と公平に取り扱うべきとの考えから、2015 年にリプレース案件系統連系募集プロセス、以下リプレース募プロとっておりますが、これを導入しております。このリプレース募プロの思想でございますが、建替をする場合は、建替事業者の既得権を許さず、他の連系希望者を募るといった思想のプロセスでございます。その下でございますが、現行のこのリプレース募集プロセスの規定では、建替をする当事者以外の事業者は、なかなかその空き容量が増加したこと等、そういったことに気付きづらいという仕組みになっています。これは情報開示の仕組みが新規参入者にとって不親切である、現行はそのような感じでございます。13 ページでございますが、これらに対応するため情報の公開方法に関する新たなルールを策定とありますが、より積極的に詳細情報を開示していくというものが一つ、二つ目ですが、また手続きの合理化を図るため、リプレース募プロに関する規定を廃止し、括弧の中にございますが、一括検討プロセスという既存の仕組みがございます。これは共同負担のスキームでございます。連系希望者を募るスキームが既にございますので、これと一本化を図るといったような内容でございます。一本化を図ることで、リプレース募プロを廃止することでございます。こういったことから社会にもたらされるメリットといたしましては、電力系統利用のさらなる公平性が確保されることで、再エネや従来型の新規電源、これらの参入が促進されまして、一つ目、再エネ等の導入促進により、カーボンニュートラル実現に向けた電源の新陳代謝が図れることや電気料金の低減のほか、需要家

は多様なメニューの選択が可能となることかと考えております。14 ページでございます。規定の変更内容につきまして、①といたしましては、いろんな情報をリプレース等の際には、ホームページ上で開示する、積極開示に係る規定でございます。②が先ほど言ったリプレース募プロの廃止の話。15 ページ、③、④、⑤につきましては、一括検討プロセスという既存のプロセスを開始するタイミングや省略することができる場合の規定や経過措置、こういった中身を盛り込む予定でございます。16 ページは、イメージ図でございますが、真ん中の赤いところだけ見ていただければ結構でございますが、リプレース募プロという仕組みを廃止しまして、既存の一括検討プロセスと統合、一本化し、効率化を図るといった内容でございます。

17 ページでございます。4 番目、災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更でございます。18 ページは背景でございますが、2019 年の台風 15 号の影響を始めといたしまして、昨今の災害の激甚化により、停電復旧に係る他電力からの応援の規模や期間が大きくなってきております。停電の早期解消のため、被害を受けた電気設備の仮復旧と言いまして、停電を長引かせないための応急処置のような復旧方法ですが、これの実施や他電力からの電源車派遣が求められているものの、現状は災害復旧にかかった費用は、被災したエリアが負担することとなっているため、被災エリアには、設備復旧に係るコストに加えまして、他電力からの応援・負担に関するコスト負担が発生するということでございます。その下でございますが、電力事業者が停電を早期に解消するための対応を実施することを制度的に円滑化するため、災害を全国大の課題として捉えた災害等復旧費用の相互扶助制度を導入いたしまして、広域機関が被災したエリアの電力事業者に対し、災害等の復旧に係る費用の一部を交付する業務を行うこと、これもエネルギー供給強靱化法によって整理されております。スキームを 20 ページで簡単に説明いたします。平時におきまして、送配電事業者が拠出金という形で電力広域機関にお金を積み立てる、電力広域機関が預かる、プールする、そして、被災時でございますが、一定規模以上の災害が発生した際に、お金を被災事業者に交付をするということでございます。その交付されたお金がどのように活用されるかといいますと、二つに分かれます。一つは、応援してくれた他電力にお金を交付するということと、もう一つは、自社が仮復旧に使った費用に充てるというようなスキームでございます。戻りまして 19 ページでございます。規定の変更内容といたしましては、本制度に係る一連の業務を規定化したというものでございます。以上、別紙 1 でご説明した内容等を冒頭に触れました新旧対照表に条文という形で反映をいたしております。以上で第 1 号議案から第 3 号議案のご説明を終わります。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。ご発言ご希望の方は、名前を名乗っていただくか、大きく手を動かしていただくとよろしいのですが。

○竹川評議員

交付金の関係ですが、値差収益の交付にあたっては、これはどういう風にするのか、各プロジェクトで上限を決めてその分だけ出すようにするのか、どういう形でやられるのでしょうか。参考に教えてください。

○野間口議長

値差収益の交付に関するご質問ですが、同じような質問の方、他におられませんか。なければ、広域機関の方から今の質問に対する答えをお願いします。

●寺島理事

値差収益の交付金につきましては、一定の設備の総工事費に対して何割ぐらいを交付金の対象とするのかというのは、まだ今、議論されている最中でありまして、率は決まっておりません。ただ、今、値差収益というものが取引所に貯まっておりますので、貯まったお金は広域機関の方に来ることになります。この交付金を交付するに相応しい連系線だということについては、ある連系線と別の連系線とで交付する率が変わってくると混乱を呈しますので、いわゆる広域的な電力取引で安い電気が全国に浸透していくことの効果、この効果をもたらす部分の費用に対して、一律で何割で入れるかは国で審議して決めることになっております。まだ数値は決まっていないというようにご理解いただければと思います。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。大変良い趣旨であると思いますが、たしかに、これからしっかり決めていく必要があります。それでは、他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○秋池評議員

最後のところでご説明をいただいた災害時の相互扶助についてですが、こういったことを整理していくことは非常に重要だと思っています。災害がかつてとは考えられない程の規模と大きさになってきているというようなこともあり、非常に重要なことだと思っているのですが、躊躇なく支援をするためには、特に災害時等というのは様々な費用があがる時期でもあり、あまりにルールを事前に決めすぎてしまうと、それを超える金

額になった時にどうするのか等で躊躇してもいけませんし、逆に責任感から逆鞘を覚悟で支援するというのも自由化の下でありあまりよろしくないことのようにも思えますので、そういったあたり、誰にとっても良いように、誰かが何等かの費用を被るのも良くないし、だからと言ってその金額が過剰であるのも良くないし、適切な水準になり、そして本当に躊躇なく支援ができるようなものであればというように思います。よろしく願いいたします。意見ですので、質問などではございません。

○野間口議長

大変良い指摘だと思います。国の審議会等でこういった問題も詰めていくということになるということですか。

●都築理事

一概に災害と言っても、地震と台風でも違いますし、火山が噴火する等もあるかもしれませんし、いろいろなことが起こり得ると思っております。もちろん、どんな災害であっても、例えば、停電箇所に電源車を派遣する等、典型的なものはあらかじめ決めておけば、事業者側にとってもシンプルに動きが取りやすくなるので、ある程度決める部分が必要と思っております。他方で、災害は、その時その時でいろいろな「顔」をしていますので、その時に応じて臨機応変に考えなければならぬ部分や、何回か経験することによって予見可能性の高い方にチューンアップしていくこと等も必要と思っております。我々、応急処置と先ほど説明の時に申し上げたと思いますが、とにかくできるだけ早く、例えば停電であれば停電の復旧をするというところは国民生活的にも最も求められる部分だと思っております。そこに貢献できない制度であったら意味がないというように思っております。したがって、そういう迅速性は重要で、やたらめったら紙を求める等は最悪でそういうところを心掛けながらこの制度の運用をやってまいりたいと思っております。あと、もともと我々としては、資金をきちんと管理するということがありますので、その点についても適切な対応をしてみたいというように思っております。以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○倉貫評議員

リプレース募プロのところで教えていただきたいのですが、電源の判断基準ですが、再エネを優先して入れるという趣旨で、電源の種類としては再エネが優先されるという趣旨なのでしょうか。それからもう一点、公表日から12か月間、情報を公開するとい

う話ですが、12 か月間というのは長過ぎないかという気もするのですが、需給の関係から特に何か問題があるということはないでしょうか。その二点教えてください。

●寺島理事

このリプレース募プロが再エネの新規電源だけを優先するというものではございません。既存の電源とは、どちらかと言うと従来からある火力電源でありますので、今、再エネ電源の連系が非常に盛んなところであり、そういう意味では既存の事業者のリプレースだけが優先されないようにと言う意味で、このようなリプレース募プロをやっている意味でご理解いただければと思います。それからもう一つ、12 か月間という意味でございますが、もともと最初にリプレース募プロを導入するときにも議論になったのですが、既存の事業者は自分の電源をリプレースすべく、スクラップアンドビルドすることについて、内々に準備さえすればすぐできるものです。しかし、そうでない他の新規の事業者は、このエリアで古い電源がなくなるという情報を耳にしてから、ある一定の期間、新しい発電所を作りたいという検討をするのに期間が一定程度ありませんと、既存事業者との公平な競争関係はできませんので、そういう意味で12 か月間、即ち、新規でやりたい人がいるのであれば、参入する機会を検討・確認するために、12 か月間という期間を設けております。これは、ある人にとっては「もっと短くしてもよい」という意見もありますが、一方で「12 か月間の期間内で検討するのも結構大変だ」ということでもありますので、その結果として12 か月間という期間を設定されているものと考えております。

○野間口議長

他にございませんでしょうか。3名の方からご意見、ご質問をいただきましたが、お互いに理解を深めるのに非常に役に立ったように思います。ここで議決に入ってよろしいでしょうか。はい、それでは議決に入りたいと思います。第1号議案「定款の変更について」であります。原案どおりでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。原案どおり議決といたします。続きまして、第2号議案「業務規程の変更について」でございます。原案どおりでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

それでは、原案どおりの議決といたします。続きまして、第3号議案「送配電等業務指針の変更について」であります。これにつきまして原案どおりでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、第1号議案から第3号議案まで議決されたことといたします。

○野間口議長

続きまして、第4号議案「2021年度事業計画について」、第5号議案「2021年度予算について」でございます。これも先ほどと同じように、第4号議案、第5号議案も、密接にお互い関連いたしますので、一括して二件事務局より説明していただいた後、審議を行いたいと思います。議決は一件ごとに行います。それでは、第4号議案「2021年度事業計画について」、第5号議案「2021年度予算について」の説明を事務局からお願いいたします。

●山田部長

第4号議案と第5号議案をまとめてご説明いたします。両議案とも、評議員会の審議後、理事会での議決および総会での議決を経まして経済産業大臣へ認可申請を行うものでございます。

まず共有化されておりますのが、「電力広域的運営推進機関 2021年度事業計画(案)」でございます。簡単に昨年度からの主な変化点をご説明いたします。まず、2021年度はよりメリハリを利かせた構成にしておるということでございます。具体的には「1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換」といった項目ですとか、P7まで飛びますが、P7の一番下「2. 電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保」という、この1. と2. の項目は特に重要な政策課題と捉えまして、この2つを特出しした形で事業計画に落とし込みを図っているところでございます。また、変化点といたしまして、記述方法につきましても従来は単年度計画の色合いが濃かったのですが、中長期的なあるべき姿を掲げて、そのうえで2021年度に何をやるのか、といった様な書きぶりに極力しているのが、主な変化点でございます。

ではポイントを別紙2にてご説明申し上げます。1ページでございますが、2021年度事業計画のポイントは、この4項目でございます。1.と2.は先ほどご説明いたしました極めて重要な政策課題として捉えているものでございます。3.はシステム開発ということでございまして、後に予算のところでも出てまいります、特に広域機関システムというものは多額の予算を使うシステムでございますので、これについて触れ、4.が新たに追加された業務の対応、といった構成で、2ページ以降でご説明申し上げます。

まず、1.でございます。「再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換」ということでございますが、まず目指すべき姿といたしまして、5～10年後の再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換、そして2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献していくのだという話でございます。3つめの四角でございますが、そのために2021年度に何をやるのか、ということでございますが、3つの矢じりがあるかと思いますが、まず1つめでございます。マスタープランを検討して、具体的な系統を示す長期展望を含めた広域系統長期方針を策定するということございまして、これにつきましては設備増強の話、所謂ハード面の話でございます。2つめの矢じりににつきましては、送電系統の運用ルールというソフト的な話、そして3つめの矢じりはマスタープラン等を支える仕組みといたしまして、ガイドラインを作るという、こういった3本立てで進めて行くということでございます。

3ページ2.「電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保」ということございまして、これは容量市場の話でございます。目指すべき姿といたしまして、電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保によりまして、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットを実現していきますという話でございます。3つめの四角、2021年度の取り組みといたしましては、先般のメインオークション実施後の議論を踏まえて必要な詳細制度検討等を進める。2つめ、2021年度以降のメインオークションの円滑な実施に向けまして、システム開発を進めて行く、3つめの矢じり、2024年度に始まる実需給業務につきまして、しっかりとした備えをしていく、という風に進めて行くということでございます。

4ページ、3.「システム開発の円滑な実施」ということでございます。ここには広域機関システムの話をご載せております。3つめの四角で、2021年度の取り組みといたしまして、矢じり3つに掲げてございまして、制度対応、設備増強対応、そして機能改良と書いてございますが、2021年度につきましては、このうち制度対応につきましてはしっかりとやっていく一方で、機能改良、特に使い勝手を良くしよう、そういったものにつきましては、最低限に絞るということで、メリハリを利かせた投資を進めていく、という方向性でございます。

5 ページ、4. 新たに追加された業務への対応ということで、これにつきましては、先ほど来、1号議案から3号議案でご説明したものを一覧化したという位置づけでございますが、一点だけ補足をさせていただきますと、□の3つめでございます、人員が増えます、現拠点、豊洲の拠点が狭隘化することに加えまして、関係者とのより円滑な調整とか委員会等の効率的な開催を図るため、利便性を考慮し新たな運用拠点、第二事務所というのでしょうか、これを開設する予定でございます。

以上が、第4号議案のご説明でございます。

続きまして第5号議案「2021年度予算」につきましてご説明申し上げます。まず、「予算総則」でございます。第1条、本機関の2021事業年度の収入支出予算は、後にご説明いたします別紙「2021年度収入支出予算」とおりの話、第2条、債務を負担する行為とありますが、これはシステムのリース等の複数年にまたがって債務を負担する契約に係るものでございます。この表でございますとおり、まずシステム開発等に係る経費といたしまして20億円、年限といたしまして2021年度から2026年度、そしてもう一つ、賃貸借経費として先ほどご説明しました第二事務所につきまして70億円、年限は2021年度以降、ということで計上をしております。第3条から第5条につきましては、例年どおりでございます。

続きまして別紙でございまして、「2021年度収入支出予算(案)」でございます。今回の特筆すべき点といたしましては、改正電気事業法及び会計省令の変更によりまして、2021年度予算から区分経理が義務付けられたことでございます。2020年度までこの表というのは、収入も支出も合計一本でございましたが、ご覧のとおり合計の内訳が3つに分かれておるといのが、特徴でございます。どのように分かれているのかと言いますと、まず、広域系統整備交付金、先ほどご説明したものの業務勘定でございます。続きまして、右にあるのが電気事業法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務勘定、これは端的に言いますと、これも先ほど秋池評議員からご意見いただいた相互扶助の業務勘定の話でございます。そして、3つめが左以外の業務勘定でございます。なお、広域系統整備交付金につきましては、2021年度はお金の出入りがございませんので、これについては全て「-」となっております。

ではこの中身につきまして、別紙3をもちましてご説明申し上げます。まず1ページでございます。2021年度予算は132億円でございます、前年度と比較して約10億円の増加でございます。主な増加要因といたしましては、運営費の増で6.5億円、固定資産関係費の増で3.7億円でございます。

2ページでございます。グリーンのところ、固定資産関係費でございますが、広域機関システムに関連費用といたしまして48億円、第二事務所の敷金及び工事費といたしましてそれぞれ7億円と2億円、容量市場システム関連費用といたしまして6億円、OAシステムで4億円という構成でございます。黄色の運営費でございます。広域機関システムに関連費用といたしまして8億円、これは保守維持でございます。第二事務所の賃

借料ですとか、消耗品・通信運搬費等それぞれ7億円、1億円、容量市場関連費用で6億円ということでございます。

3ページでございます。オレンジ人件費でございますが、職員給与として17億円、法定厚生費が3億円、役員給与が1億円。水色のその他といたしまして、OAのリース等で発生する支払利息で1億円、そして予備費といたしまして全体の3%にあたる4億円、を計上しているということでございます。

4ページ、新たに追加される業務の取り扱いでございますが、先ほども少し触れましたが、(1)といたしましては災害相互扶助制度の業務勘定、(2)が広域系統整備交付金に関する業務勘定でございます。(3)のFITとFIPの関係につきましては、翌2022年度より区分経理を行う予定でございます。

5ページ、これは創立時からの予算の推移でございますが、このような形で推移しております。

6ページでございます、コスト削減への取り組みについてご紹介をさせていただきます。まず一つ目でございます。業務委託範囲の最小化に努めているということございまして、広域機関システムにつきましては先ほど触れましたが、機能改良を極小化しましょうということで、相当の削減をしているのが一つ。容量市場システムにつきましても、必要的経費はある程度仕方がないとしても、裁量的経費の削減をしております。二つ目、委託業務の内製化ということでございますが、広域機関システムに係わるものとしまして、従来委託していた当直業務を職員でやろう、そしてPMO業務（プロジェクトマネジメント業務）につきましても職員をそれ用に育成いたしまして、職員によってプロジェクトの管理をしていく、ということでございます。三つ目、工程の工夫による工期等の縮小化ということでございまして、これにつきましては、開発作業のピークの平準化等を行っているということでございます。そして四つ目でございますが、委託先の生産性向上への働きかけということでございまして、委託会社が目標値と実績値を見える化して管理を行っている、ということでございます。これがコスト削減の取り組み例でございます。

最後7ページになりますけれども、科目別ではなくて業務分類別の予算配分でございます。これにつきましては、右半分の広域機関システム関連費用が当機関の予算の大体半分近くを占めているということでございます。その他、人件費ですとか、事務費関連、そして今回大きいのは、第二事務所関連というような構成になっております。以上で、第4号議案、第5号議案のご説明を終わります。

#### ○野間口議長

ありがとうございました。それでは、評議員のみなさんからご質問・ご意見ございませんでしょうか。お願いします。

○伊藤評議員

一番最初の方からの流れで、仕事量がかなり増えてきて、深さもそうですし、横幅も広がってきて。どれだけ広域機関さんに負担がかかっているのか色々想像してはいるのですが、その中で当然人が必要、業務が増えると人も必要、で、今の中でも内製化していくということは人を育てていかなければいけなくて、マネジメントクラスは誰でもなれる訳ではないので、そこに対して、しっかりと人がまず育つのか、あと、新規でプロパーの社員を増やさなければいけないと、以前もそういう話があったので、確保できるのか、もちろん今コロナ禍で失業している優秀な方がたくさんいらっしゃるのですが、そこで確保できると思うのですが、結構エネルギーが必要な業務なのかな、と。それ以上に今後の我々のインフラ、エネルギーの管理とかいろいろな予測不可能なことが起きるので、そこをしっかりと見ていくのが本来メインのお仕事なのに、細部の仕事が増えてきて、更に、第二事務所について、反対ではないのですが、人も増えれば当然場所も必要なのですが、今後リモート化を活用しながら、固定費を下げるのであれば、今まで思っていたよりも狭いところに行くとか、そういう方法もあるのかな、と思うのですが、どんな考えをお持ちなのかな、と知りたいなど。

○野間口議長

ありがとうございます。大変重要な点だと思います。関連するご意見・ご質問ございませんか、評議員のみなさんから。

○大石評議員

大石でございます。伊藤評議員のお話に関連して続けてよろしいでしょうか。伊藤評議員のおっしゃられた内製化について、私もお尋ねしたい点があります。確かに内製化することによるメリットには、経費削減ということはあると思うのですが、逆に内製化せず外に出すほうが効率が良いとか、適切であるとか、経費の面だけではなく、そのような仕事もあるのではないかと思うわけで、一方的に内製化だけが今後の方向性ではないのではないかと思って聞いておりました。そのあたり、広域機関としては、どのように考えておられるかお聞きできればと思いました。以上です。

○野間口議長

それでは、広域機関の方から伊藤評議員、大石評議員のご指摘・ご意見に対するお答えをお願いします。

●都築理事

お二人の評議員の方からご意見をいただいた点につきましてお答えを申し上げます。

当然のことながら、人材の確保、人材の能力開発、レベルアップというのは非常に重要だと思っております。昨年、法律改正の後に、私共は検証を受けて、こうした点についての重要性ということを指摘されております。業務の質が変わってきている中で、元々我々の中にそういう能力的なものが欠けている部分があるので、強化していく必要があると思っております。私共の機関ができて6年ぐらいが経過しようとしておりますが、そうした中で得られている知見については、組織知とルーチンに落とし込んでいくことが可能な部分が出てきております。それに対して、我が方として、人を抱える形がいいのか、金銭的な契約関係を持つことで対応するのがいいのかこの辺の判断はあろうかと思えます。こうした点については、この場でも企業経営をなさっている評議員の先生方にもぜひご助言等いただければと思っている次第でございます。

それで、コロナ禍の話で、テレワークとかそういう、オフィスの持ち方というところも非常に重要だと思っております。色々な民間企業の動向も我々としても勉強させていただいておまして、必ずしも人が集まって仕事する、ということではなく、新しいニューノーマルと言いますか、そういうところを模索していくのも課題です。幸い我々早い段階から業務体制の変更を余儀なくされたというのがございましたので、そういった中での最適化というものも図っていきたいと思っております。

オフィス、第二事務所の持ち方というところのご指摘だったと思っておりますが、もちろん単純に人が増えてということだけではなくて、先ほども説明の中でも少し申し上げましたように、色々な目的をもってこうしたオフィスの必要性を考えております。強調されるのは新業務による増員で狭隘化したというところではあるかと思えますが、それだけでなく、我々のオフィスの構え方ということも考えていきたいと思っております。余談で申し上げますと、現在我々テレワークを進める背景というのは、24時間の当直体制というのがあるが、その傍らに大部屋があって、出来るだけ当直の業務に当たっている人間への感染拡大防止の観点から、リスクを下げる必要があります。動線を分けたり、隔離的に対応したりすることが今できにくい状況の中で、集中的に行わねばならない事務局業務の一部を会議室で実施したり、また、テレワークをやっているという部分がございます。そういう一定程度の分散化によるリスク回避というところも、危機管理的なセンスで言えば必要なのかなと考えておまして、そういったところもぜひご理解をいただければと思っております。以上でございます。

○野間口議長

ありがとうございます。お二方よろしいでしょうか。

○伊藤評議員

ありがとうございます。予算の確保は必要だと思いますので、その中で柔軟な姿勢を持っていただければ、それで良いかと思えます。

○野間口議長

大変重要なポイントですから、またいろんな機会に広域機関からも今年度の経営状況がどうだというような説明をもらいたいと思います。他にございますか。

○山地評議員

今からの電力システム改革実施に当たって、広域機関がものすごく重要な役割を果たすということで期待しております。その中で、広域機関の直接係わっている容量市場あるいは準備している需給調整市場、kWhの市場を含めて、私が懸念しているのは取引費用がすごく増大するのではないか、ということです。だから、ぜひそのシステム設計を上手くやっていただきたい、という風に思っております。ただその時同時に、江崎評議員が言う方がよいかもしれないが、セキュリティ問題というのが大事ですから、それを考慮しながら、ただし、取引費用を削減するようなシステム設計というものに、ぜひ広域機関が先導して取り組んでいただきたい、というのがまず一つです。もう一つは細かいことなのですが、マスタープランという言い方がされているけど、何か人によって受け取り方が多少違っているような気もするのです。マスタープランとは何なのか、明確に定義して進めていただきたい。今回の説明の中でも、まずこのある意味一次案を示すけれど複数シナリオという話がありますよね、プランというのはプランであって、シナリオとは違うところがあると思います。そのあたり、ネーミングも含めてもう少し整理されていった方がいいのではないか、という風に私は感じております。以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。これに関連するご意見・ご質問ありませんか。

○横山評議員

今偶々このページを表示していただき、また、マスタープランの話を山地先生からしていただいて、その下の矢じりの発電コスト最小化と再生可能エネルギー有効活用を可能とする仕組みを整備するため、ノンファーム型接続の導入課題の整理を行い」とあるのですが、この中の発電コスト最小化というのは違和感がありまして、考え方をお聞きしたいと思うのですが、再生可能エネルギーをたくさん入れ、再生可能エネルギー100%になれば、殆ど発電コストがいらぬということになる訳ですが、水力であり、太陽光・風力であるとなると、発電コスト最小化は実現できる訳ですが、実際はここにありますノンファーム型接続をするということは、送配電設備を有効に利用して、送配電コストをできるだけ抑えていこうということで、発電コストと送配電費用の両方を合わせたものを最小化していくというのが社会的な役割ではないかという風に思うの

ですけれども、ここであえて発電コスト最小化と書かれたところに、どういう意図があるのかなとお聞きしたいと思いました。以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。ここで広域機関から回答してもらった方がいいですね。

●寺島理事

山地先生の二つ目のご質問、マスタープランの件、さらに横山先生からご質問のありました発電コスト最小化の件について、少し補足させていただきたいと思います。マスタープランというのは、まさに山地先生からご意見いただきましたように、プランである思っており、プランと言う以上は、このスライドにもありますように、具体的な系統の中に、将来を見越してこういう観点から系統を整備する必要があるのではないか、とか、こういうようなシナリオを想定していけば、もっとうる部分の系統を強化していかなければいけないのではないか、そういうようなものを長期に見渡した展望、すなわち、長期展望というもの、長期に見渡した時に策定するマスター、基本となるプラン、増強計画のようなものを、ここでは展望と書きました。そういうものを示しながらも、そこに思想がないといけませんし、ただ地図の上に線が入っているだけではいけませんので、どういう考え方でそれを長期に取り組んでいくかという方針を含めたものをそこに織り込もうと考えております。ですから、表現が分かりにくいというご指摘をいただいて、定義が分かりにくいという話なのですが、マスタープランを支える色々な考え方を含め、長期の整備プランを支える色々な考え方も含めてマスタープランという風に使わせていただいていると思います。ただ、具体的に何を指すのかというと、分かりやすく言えば、この日本地図を眺めたうえで、どこに将来、系統増強していかないといけないのかということを考えております。

今のお話と併せて横山先生のご質問なのですが、発電コスト最小化というのだけが見えているというのは、表現の機微があるのですが、もちろん再生可能エネルギーの有効活用という点、さらには既存のネットワークを前提としてより発電コストの低いものが活用されるような方向を目指していかなければならない、これがノンファーム型接続であります。更にもその先には、所謂メリットオーダー型での系統運用、混雑管理も視野に入れて、こういう書き方をさせていただいております。ただし、先生のご指摘のとおり系統コストを含めて考えていかなければいけない、というのは当然のことでありまして、そちらはマスタープランの費用対便益評価の中で、当然のことながらメリットオーダー的に電源を回していくことと、それによって系統増強した所と便益を両方ともセットで考えていかなければならないと考えているところでございます。

○野間口議長

今の両評議員のご指摘、私もなるほどそのとおりだな、と思ったのですが、それに対して、寺島理事のお答えを聞きますと、なるほどそういう考えでこういう表現にしたのか、という風にも理解できるのですが、少し分かりやすくできる余地があったら、もっとわかりやすくしたらどうでしょうか。これ、発電コストと言っても、発電する側と需要側から見たあれで誤解を生むかもしれませんね。横山評議員の指摘されたように。

●寺島理事

ここでは発電コストの最小化という意味は、当然のことながら最終的に需要家さんに行くコストの最小化というのは、系統コストと相俟って考えていかなければいけないのは当然のことと言う意味で、よりコストの安い発電所が将来優先的に運用された方がいいということ、よくよく考えていかなければいけないという意味を持ってして、こう表現させていただいているところでございます。

○野間口議長

全くそのとおりだと思いますが、どこか注釈でも入れたらどうか。

●寺島理事

もちろんマスタープランという大きな取り組みがあるので、逆に系統の話を取っているということになりますので、系統コストが高くても発電コストが最小化になればいいという観点ではございません、ということは繰り返しておきます。

○野間口議長

よく分かるのですが、一般の消費者とか外部の人から見て、納得行けるようにしてほしいな、という意味で申し上げる。両評議員もそういう意味でおっしゃったのだと思います。これは外に出るのですかね、評議員会資料として出た訳ですか。

●寺島理事

はい、これは評議員会資料でございます。

○野間口議長

外にパブリシティとして出る時は、そこを分かりやすくしてほしいですね。

●都築理事

今ご指摘を頂戴した点を受け止めて見直したいと思います。一点だけ補足をさせていただきます。このページのこの部分というのは何を言わんとしているのかというと、ネットワークの次世代化への転換というところで、そこにはハードとしての設備の持ち方の部分と、ある設備の運用の仕方と両方あります。ネットワークの持ち方というところについてはそれぞれ電源とネットワークとかをトータルで見た時に、出来るだけコストが、社会的コストとして最小化していくという考え方でやっていく、そういうことを今寺島理事の方からご説明を申し上げております。それに対して、ここのネットワークの利用のところに付きましては、ネットワークを所与のものとしたときの、その使い方の部分であります。ここでどういうことかと言うと、メリットオーダーと言われている、要するに早いもの順ではなくて安いもの順でやっていくというのが、トータルとしての最終的な電気料金の低減に繋がるということであると思っております。それとそのネットワークの利用の公平性という観点から考えていこうということでございますので、社会的コストの部分とメリットオーダー的なところを使い分けながら、ここのところは説明が不十分であるというご指摘かと思っておりますが、一応そういう整理の下で、全体の政策展開を図ってまいりたいという風に考えております。以上です。

○野間口議長

お二人の理事のご説明はよく分かります。我々評議員は専門家のつもりで聞いておりますけれども、一般の社会の人も理解して応援していただければいけませんので、申し上げた訳です。他にご意見・ご質問ありませんでしょうか。

●進士理事

先ほどの山地評議員からのご意見に対して、一言よろしいでしょうか。山地評議員からの最初のご意見であります、市場の取引のコストをミニマムにということでご意見承ります。そういうことに気を付けて、しかも、我々は市場管理者、容量市場の市場管理ということで、今ご説明申し上げた資料でも、容量市場のシステム開発というのがこれから大きな仕事になってくる訳なのでございますが、その中ではもちろんのこと、関連いたします需給調整市場、それから kWh の市場、トータルでみなさまに電気料金という意味で安価なものをお届けできるようなこと、また併せてシステムセキュリティという面でも細心の注意を払いながら、システムの構築に邁進したいと思います。以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。

●都築理事

先ほどの山地評議員のもう一つの、セキュリティ関係のお話ということでご指摘をいただいた点について、若干補足的にご説明を差し上げられれば、と思っております。私共の情報セキュリティでは、こういうシステムで各事業者を繋ぐ様なネットワークを構築して、運用上必要な生データの様なものを取り扱うものですから、サイバーセキュリティ対策というところについては、従来からきちっと対応、努力をしてきているところでございます。まず組織的には所謂政府の統一基準みたいなものがございます。電力も特に重要インフラということで掲げられておりますので、こういったところに対応する規程の整備や、インシデント対応の手順書とかそういったことも考えております。それから技術的には外部からの攻撃、内部不正とか色々な論点がある訳ですが、もちろん入り口のところのゲートウェイの管理はもちろんですが、突破された場合の動作監視であるとか、その後の対処とか、そういったところにも対応をしているところでございます。また、こうした取り組みにつきましては、我々の中で、もちろん専門家をきちっと雇いまして、そういったところに目配せをするだけでなく、外部の情報セキュリティ監査も受けながら、端的に言うと「ホワイトハッカー」みたいな人に実際にこのシステムを見てもらって、それで必要な指摘等もいただきながら、より改善をしていくという取り組みも図っております。この手の話というのはどんどん高度化していくことなので、ゴールがある訳ではないと思っておりますので、世界的な最新の状況を踏まえながら、対応してまいりたいと思っております。現に我々現実問題として、そうしたアタックを受けております。受けておって、今のところちゃんと防げているという状況ではあるのですが、いつまでもこういう風にちゃんと言える様に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○野間口議長

大変重要な点でありますので、よろしく申し上げます。他にご意見・ご質問はありますでしょうか。

○竹川評議員

先ほど議長がおっしゃったことの追加みたいな話ですが。マスタープランは今後出るのでしょうが、非常に今回、この後で話になるかと思いますが、需給(逼迫)の関係でいうと、再生可能エネルギーを本当に使おうと思ったら調整電源がかなりいるような感じがするんですよね。その辺の調整電源の話とか、あるいは本当に電力不足になった時のセーフティネットの在り方とか、その辺を広域機関としてもっとちゃんと説明された方が良いのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○野間口議長

こちらは大変重要な点でありますので、広域機関からご説明をお願いします。

●寺島理事

竹川評議員のご質問ありがとうございます。ご指摘ごもっともです。需給逼迫という点でも後ほどの話題でもありますが、再エネ導入下での系統のセキュリティとか必要な調整電源だとか、更にはこのスライドの冒頭に「目指すべき姿」のところに書いてございますが、やはり電力レジリエンスの強化というのが非常に重要になってくるかと思えます。ですから、もちろんコストを見ながら費用対便益だ、コスト最小化だという観点でやっておりますが、私共が、同時に重要だと思っておりますのは、適切な信頼度を維持し、更には災害等に対してもレジリエンスの高いネットワークというものを、このマスタープランの中ではしっかり考えていかなければならないと思っております。そこについては、一部で調整力ばかりでなく、「同期化力」などという言葉も系統工学の先生方からお話が出ております。更には、セキュリティの観点では、アデカシー(adequacy)という観点からも、系統はどうあるべきなのか、単に見た目の費用対便益ではない観点、ないしは費用対便益の中に信頼度という要素も換算して取りみ込んだ形で検討していかうと実務ではやっております。その点については、ここでは、冒頭目指すべき姿の「電力レジリエンスの強化に資する次世代型ネットワーク」という表現をさせて頂き、この中にそれらのことを全部包含させていただいていただくとご理解いただきたく思います。

○野間口議長

竹川評議員のご指摘の部分は十分検討の中に入っています、ということですね。

●寺島理事

はい。

○野間口議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○竹川評議員

ありがとうございました。

○高村評議員

高村です。一点目、今も先生方の議論にもありましたが、この後、需給逼迫のご報告についてあると伺っておりますが、今資源エネルギー庁でも検証されていると理解し

ておりますのでそれをお願いしたい、ということではありますが、しかし、少なくとも広域運用の観点からは、需給逼迫の中で本来広域機関に期待をされていた役割をしっかりと果たしたということが非常に重要ではないかと思えます。それぞれプレイヤーのご努力もありますけれども、こういう状況の中で、これだけの取り組みをしていただいたことにお礼申し上げたいと思えます。重要な実績を挙げられたと。その上で二点、第4号議案について説明資料を拝見しておりますが、基本にご提案賛成であります。その上で要望ですが、先ほどの説明資料の2のところの、ノンファーム型接続の受付の話から更に混雑時の調整のルールについて、マスタープランと並行して議論していただいでいて、これはぜひ2021年度の非常に重要な課題としてお願いをしたいと思っております。できましたら、もう一つ、マスタープランの検討会ですとか、山地先生の委員会でも議論になっている点でもありますが、ノンファーム型接続の再給電方式での調整は一つの通過点だという理解をされていると思っております、基本的には市場主導型の調整方法に移っていくべきであるということは審議会あるいは検討委員会の共通認識だと思っております。やはりシステムを構築してルールを作っていくことは時間がかかるといのはみな非常によく認識しております、そういう意味では、2021年度にももちろんこの再給電方式を当然動かすことが優先課題かと思えますが、その先の市場主導型の準備についても並行してぜひ検討いただきたいというのが一点目の要望でございます。2つめは強靱化法の成立の結果、非常にたくさんの業務が追加されて、広域機関の検証WGの中でも新たに追加する業務の対応を早急をお願いしないといけないということで準備していただいていると思っております。こちらの今日提案をしていただいた方向に異論はないですが、併せて広域機関のワーキングのところの本来の広域運用の推進を如何に果たせるのか、ということ併せて更に推進していただきたい、という意見でしたので、この点についても並行してお願いしたいと思っております。以上でございます。

○野間口議長

広域機関の方から回答をお願いします。

●寺島理事

一つ目の話ですが、高村先生からマスタープランの検討委員会の席上でも同様のご意見・ご指摘をいただいております。ここでは21年度計画としてノンファーム型接続の導入に傾注して、鋭意取り組んでいくという記載をさせていただいております。その一方で、ご存じのようにファーム、ノンファームの概念のなくなったメリットオーダー型での抑制として、取り急ぎ再給電をやりたいということは、勉強会での報告でも、マスタープラン検討会でも挙げさせていただいております。その先の姿として、先生のおっしゃっている市場主導型とは、例えばノーダル制という様なものだと思っておりますが、これについても将来の有力な候補として私共も考えていることも報告してい

るところです。再給電に向けて鋭意取り組んでいるというだけで、なんとなく終わりに  
なっているのではないか、というご指摘かと思っておりますが、そんなことのないよう  
に、我々、将来の市場主導型に向けても、いろいろな知見を深めていき、準備を開始し  
ていきたいと思っております。その点、この資料に記載はありませんが、各社委員会な  
ど随所でそういう主旨で報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければ  
と思います。

○野間口議長

よろしいでしょうか。

○高村評議員

ありがとうございます。

○野間口議長

それでは色々ご意見賜りましたが、議決に入ってよろしいでしょうか。それでは、  
第4号議案の「2021年度事業計画について」であります。みなさん、議案どおりとい  
うことでよろしいでしょうか。

○評議員

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。続きまして、第5号議案「2021年度予算」につきまして、原  
案どおりということよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

少し増額の幅が小さいのではないかという意見が出るかと思ったのですが、原案どお  
りということにさせていただきます。それでは、次の議案の審議を行います。それで  
は、第6号議案「役員人事について」、事務局から説明をお願いします。

●山田総務部長

第6号議案につきましてご説明をいたします。本議案は評議員会での審議後、理事会  
及び総会での議決を経た上で経済産業大臣へ認可申請を行います。

1 頁、背景でございます。理事長の金本、理事の寺島及び内藤、監事の千葉は 2021 年 3 月末日をもって、また、監事の高木佳子は 2021 年 4 月 9 日をもって、任期満了をむかえることとなります。通常、役員人事につきましては評議員会ではお諮りしていないものの、昨年開催されました国の審議会、検証 WG となりますが、ここにおきまして今後、一定の新陳代謝を確保しつつ、役員の再任回数の上限の見直しを行う必要があるとの指摘を踏まえ、1 月 28 日の総会において、10 年を超えない範囲で再任されることを妨げない、従来、再任は 2 回、すなわち 6 年までであったものが、10 年を超えない範囲で再任されることを妨げないことが議決され、2 月 1 日に、これが認可されたものでございます。この決定後、初めての評議員会ということで本議案を評議員会にお諮りさせていただいたものとなります。2 頁は検証委員会での主な意見でございます。

3 頁ですが、役員交代案の概要となりますが、理事長の交代及び理事の再任等につきまして総会にて議決したいと考えております。なお、任期満了後の退任者につきましては、現時点で兼職している職位以外の職務は予定しておりません。したがって中立性の確認は不要と認識している。4 頁は兼職状況となります。理事長金本の兼職状況はこの表のとおりとなります。最後ではございますが、役員候補者といたしまして、概要は 5 頁のとおりとなります。以上第 6 号議案のご説明を終わります。

○野間口議長

それでは、ご意見ある方はお願いします。

○高村評議員

高村です。今回、丁寧な手続きを取っていただき大変ありがたいと認識しております。検証 WG、本資料の中にもございますが継続性と新陳代謝のバランスをしっかりと確保する必要があるということでもございました。今回、一見すると再任が続くではないかと受け止められるかと思われるが、私は今回の提案は非常にバランスがよいと認識している。これから新しい業務も増え追加される中、先ほどのマスタープランも含め、課題があるところで、一定の継続性が重要になると認識しております。勿論 10 年を超えていない範囲で今後の運用において継続性と新陳代謝のバランスをうまくとっていただければと思います。以上です。

○野間口議長

他にございますでしょうか。それでは議決に移ります。第 6 号議案「役員人事について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。反対のご意見はありませんか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第6号議案は、原案どおりの議決とします。次は報告事項になります。「会費の滞納を行った会員の名称の公表及び電気供給事業者に対する勧告等活動状況報告」です。事務局から報告をお願いします。

●山田総務部長

報告事項のご説明をいたします。会費の滞納を行った会員の名称の公表及び電気供給事業者に対する勧告等となります。定款第54条の規定に定める会費について、会費滞納者に対し定款第57条の規定に基づく会員の名称を公表しております。また、会費滞納者に対し業務規程第179条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに同条第2項の規定に基づき対象となった電気供給事業者の氏名又は商号等を公表いたしました。更に、会費滞納者に対する名称の公表及び勧告を行った旨を経済産業大臣に報告いたしました。いずれも1月13日に実施した内容となります。その下1番となります。対象となりました会員の名称ですが、株式会社エックスパワーでございます。2番、会費の滞納年度といたしましては2018年度会費から2020年度会費の計3万円となります。3番。勧告の内容といたしましては、括弧1、2021年1月27日までに2018年度会費、2019年度会費及び2020年度会費の合計3万円の当機関に納入すること。括弧2、本勧告文書の内容を社内において周知徹底するとともに、今後、定款第54条第1項の規定を遵守するために必要かつ適切な措置を講じること。括弧3、括弧2の実施のために講じた具体的な措置について、2021年1月27日までに、当機関に対し、報告を行うこと。括弧4、括弧3で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。こういった勧告を1月13日に実施いたしました。これに対する相手方からの回答は現時点ではございません。

2頁は参照条文となります。3頁ですが、ウェブサイトにも、今、私が説明した内容を公表しております。再度の資料といたしましては5頁となりますが、経済産業大臣への届出文書となります。内容は同じものとなります。報告事項のご説明は以上となります。

○野間口議長

ありがとうございました。それでは、ご意見ある方は、お願いします。ないようですので、それでは、報告事項については、以上とします。本日の議案は以上となりますが、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか。ご意見なしということですね。それでは、閉会の前に、金本理事長から一言お願いします。

●金本理事長

それでは一言申し上げさせていただきます。今回は非常に盛沢山な内容となりました、これをいかに短く分かりやすくすべきか苦勞したところがございます。そのことから、若干舌足らずなところがございますが、ご容赦いただければと存じます。私の後任が良い後任を選んでいただいたということがございます。専門が異なりますので、それほど深いお付き合いがあるわけではございませんが、電力関係で20年くらいはお付き合いをさせていただいております。人柄も、そして知見も優れている方でございます。中立性、公正性疑義がないと方でございます。あとを安心して引き継げると認識しております。私の任期はまだ少しございまして、評議員会の3月末にもう一度ございますが、これからはしっかりと対応いたしますが、今後につきましても引き続き宜しくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○野間口議長

ありがとうございました。本日は以上をもちまして、評議員会を閉会といたします。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 高村 ゆかり

評議員 竹川 正記